

公 告

次の通り、見積書の提出を依頼します。

令和8年1月21日

支出負担行為担当官

京都労働局総務部長 清水 達哉

1 件 名

令和8年度丹後労働基準監督署及び峰山公共職業安定所における塵芥処理業務委託の件

2 業務内容

丹後労働基準監督署及び峰山公共職業安定所から排出される塵芥の収集運搬処分の委託

3 参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）。

(2) 予決令第71条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。

ア 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 誓約書（仕様書に添付）の内容に同意し、かつ誓約書を提出できる者

4 特殊な技術及び設備等の条件

(1) 収集運搬用車両を所有し、京丹後市の処分場に搬入・処分が可能であること。

(2) 仕様書の条件について年間を通じて満たすことが可能であること。

5 見積書の提出等

(1) 見積書の提出場所

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

京都労働局総務部総務課会計第3係 あて

(2) 見積書の書式

月額を単価（対象施設が2以上ある場合は施設毎）として、消費税を加算し、さらに12ヶ月を乗じて得た額を見積額とするので、総額及びその内訳が確認可能なものとする。

(3) 提出期限

令和8年2月6日（金）12時までに到着のこと。

(4) その他

- ア 宛名は「支出負担行為担当官 京都労働局総務部長」とすること。
（ただし請求書は、「支出官京都労働局長」となるため留意すること。）
- イ 見積書には、必ず代表者名を記名すること。
- ウ 見積書には、必ず件名を記載すること。
- エ 見積金額は、加除訂正しないこと。
- オ 見積書の提出時に以下の書類を同時に提出すること。
 - ・暴力団等に該当しない旨の誓約書（仕様書に添付）
 - ・役員一覧表（任意様式）（全役員の氏名及び生年月日を明記すること。なお、個人の場合は、代表者の生年月日を明記すること。）
 - ・最低賃金法遵守に係る誓約書（仕様書に添付）

6 その他

- ・予算決算及び会計令第99条の5に基づき作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な見積書を提出した業者を落札者とする。
- ・落札となるべき同価の見積書を提出したものが2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- ・仕様書は、下記連絡先で配布する。電子メールによる提供を希望する場合も下記連絡先へ問い合わせること。
- ・調達に際して、支出負担行為担当官より説明を求められた場合、資料等をもって疑義等の解消を行うこと。
- ・本案件の契約締結については、令和8年度の予算配布後（暫定予算含む）（令和8年4月1日以降）速やかに行うこととするが、本件により決定される受託予定業者は、契約の初日より仕様の履行ができるように準備をすること。
また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

【本件の連絡・問い合わせ先】

京都労働局総務部総務課会計第三係
京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
TEL：075—241—3211（内線424）
メール：26kaikai3@mhlw.go.jp